

4.動物の疾病等に係る措置に関する事項

- 1年以上継続して飼養又は保管を行う犬又は猫については、年1回以上の獣医師による健康診断を受けさせ、診断書を5年間保存すること。
- 繁殖の用に供する個体は、雌雄ともに繁殖の適否に関する診断を受けさせること。

趣旨

犬猫の健康・安全を保持するためには、日常的に心身の健康管理を行い疾病等の予防に努めるとともに、定期的に健康状態を把握する必要がある。また、疾病や傷害があった場合には、速やかに獣医師による診療等の必要な処置を行うことが求められる。

このため、健康状態を確認する方法として、獣医師による毎年1回以上の健康診断が義務付けられる。

また、繁殖個体は、雄雌ともに健康診断の際に、繁殖に係る項目(帝王切開の状況、今後繁殖に供することができる状態かどうかの判断等)についても、診断を受けることが義務付けられる。これらの結果を記載した診断書は、5年間保存することも義務付けられる。

なお、改正法により獣医師に対する虐待に関する通報が義務付けられたが、定期的に健康診断を実施することで、虐待が疑われるような状態である場合にも、獣医師による発見が可能になる。

チェックポイント

- 毎年1回以上健康診断を実施している。
- 繁殖個体は繁殖の適否について診断を受けている。
- 健康診断の診断書を5年間保管している。

解説

〈健康診断の義務付けの対象となる個体の範囲〉

健康診断の義務付けの対象は、1年以上継続して飼養を行う犬猫となる。繁殖に供する個体のみならず、販売のために1年以上飼養する個体、展示業(猫カフェ等)、貸出業(動物レンタル等)、譲受飼養業(老犬ホーム等)においても、1年以上飼養する個体は対象となる。

〈健康診断に係る義務付けの内容〉

健康診断は、毎年1回以上受診することが義務付けられる。また、繁殖に供する個体は雌雄どちらも、健康診断の際に、引き続き繁殖が可能な健康状態にあるかどうかを判断するための診断を受けさせることも義務付けられる。

健康診断は、獣医師の診療及び獣医学的な判断に基づき、必要な検査を行う。個体の年齢や基礎疾患の有無等の健康状態により、必要な検査項目は異なるため、獣医師に相談の上、その個体に合った内容の健康診断を受診することが必要である。適切な内容で健康状態を獣医師に診断してもらうために、診断書の参考例も示しているが、必ずしもこの様式に則る必要があるものではなく、状況に応じて活用いただけるものとなっている(本基準においては、獣医師法に基づく診断書の交付を受けることを義務づけるものであるため、様式までは問わない)。内容として、基本的には、触診、視診等により全般的な健康状態を把握することを想定しているが、個体の状況に応じて、さらに詳細な診断が必要な場合は、一般的な健康診断項目とその目的の例(図表17)に示した項目等も参照の上、獣医師と相談して健康診断を実施する。

健康診断の結果、病気やケガ等、治療が必要な場合は、速やかに必要な処置を行うことが必要である。これは、疾病等に係る措置に関する基準において、「動物が疾病にかかり、又は傷害を負った場合には、速やかに必要な処置を行うとともに、必要に応じて獣医師による診療を受けさせること。」と規定されており、必要な処置が行われなかつた場合は、この規定に違反するためである。

診断書(参考例)

実施した個体:

診断結果: 健康 ・ 治療の必要あり
(所見等)

今後の繁殖の適否: 適 ・ 否 ※繁殖に供する個体の場合

今後の飼育において留意すべき事項等:
(所見等)

年 月 日

獣医師の氏名:

動物病院等の名称:

所在地:

電話番号:

健康診断において、特にチェックが必要な内容		異常	
		有	無
問診	日頃の飼育方法や管理状態、食欲、体調について気になる点がないか等		
行動の確認	常同行動等の異常(攻撃性や不安状態等も可能なら確認する)がないか等		
身体の確認	全身(被毛の状態、削瘦や肥満がないか等)		
	眼の周囲(目やに等で視力に影響がないか等)		
	口の周囲(歯や歯石の状態に異常がないか等)		
	四肢(肉球に傷がないか、爪が伸びすぎていないか等)		
	肛門周囲(糞尿が固着していないか、傷やただれがないか等)		
	生殖器の状態(傷やただれがないか、今後繁殖に供しても問題ない状態か等)		
他に実施した検査	血液検査の結果等があれば添付		

※動物愛護管理法第41条の2に基づき、虐待等を受けたと思われる動物を発見した獣医師は都道府県等に通報する義務がある。

(獣医師による通報)

第41条の2 獣医師は、その業務を行うに当たり、みだりに殺されたと思われる動物の死体又はみだりに傷つけられ、若しくは虐待を受けたと思われる動物を発見したときは、遅滞なく、都道府県知事その他の関係機関に通報しなければならない。



【参考】一般的な健康診断項目とその目的(例)

図表17 一般的な健康診断項目とその目的(例)

健康診断項目		目的
身体検査	体重測定 ・BCSの確認	体重の増減を確認し、体重の増加による身体への負担や、過剰な体重減少による健康状態の悪化の有無を確認。
	視診	動物の外見を見ることで、耳・目・鼻・口や皮膚などにおける異常の有無を確認。
	触診	動物に触れることで、体の表面や骨格、関節の異常や、腹部等におけるしこりなどの有無、痛みの有無などを確認。
血液検査	血球検査	赤血球、白血球、血小板の状態から、炎症や貧血の有無を確認。
	血液化学検査	腎臓、肝臓等の異常や血糖、蛋白等の異常の有無を確認。
尿検査	尿の色、比重、pH、蛋白、糖、潜血や沈殿物の状態から、主に泌尿器系の異常の有無を確認。	
糞便検査	寄生虫の有無、消化状態の異常の有無、細胞成分の排出の有無等を確認。	

〈獣医師による診断書の交付〉

健康診断の診断書は5年間保存する必要がある。獣医師法において、獣医師には診断書の交付の義務（獣医師法第19条）があり、これに基づく診断書等の交付を受けることを想定している（このため、台帳等に記載することで代替はできない）。なお、診断書の偽造等があれば獣医師法等の関係法令に基づき処分の対象となる。また、診断書は個体がその事業所にいるかどうかに関わらず（例えば、販売・死亡等によって当該個体が事業所からいなくなった場合も）、診断を受けた日から5年間保存する義務があるが、同一の個体を5年間以上飼養している場合は、過去の診断等の情報も有用であるため、適切に保存されていることが望ましい。



【参考】獣医師法の関連条文

獣医師法（昭和24年法律第186号）

（診断書の交付等）

第十八条 獣医師は、自ら診察しないで診断書を交付し、若しくは劇毒薬、生物学的製剤その他農林水産省令で定める医薬品の投与若しくは処方若しくは再生医療等製品（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第二条第九項に規定する再生医療等製品をいい、農林水産省令で定めるものに限る。第二十九条第二号において同じ。）の使用若しくは処方をし、自ら出産に立ち会わないので出生証明書若しくは死産証明書を交付し、又は自ら検案しないで検案書を交付してはならない。ただし、診療中死亡した場合に交付する死亡診断書については、この限りでない。

（診療及び診断書等の交付の義務）

第十九条 診療を業務とする獣医師は、診療を求められたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

2 診療し、出産に立ち会い、又は検案をした獣医師は、診断書、出生証明書、死産証明書又は検案書の交付を求められたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

◆より理想的な飼養管理に向けて



【参考】疾病予防に必要なワクチンの種類

疾病を予防するためには、適切なタイミングでワクチンを接種することが重要である。ワクチンには、全ての動物が接種すべき「コアワクチン」と、感染リスクに応じて接種する「ノンコアワクチン」がある。主なワクチンの種類は、図表18に示すとおりである。接種にあたっては、それぞれのワクチンを組み合わせるとともに、個体の状態やリスクに合わせて接種を行う。

図表18 主なワクチンの種類

動物の種類	コア/ノンコアの別		ワクチンの種類
	コア	ノンコア	
犬	○	-	犬ジステンバー 犬パルボウイルス感染症 犬伝染性肝炎
	○	-	狂犬病
	-	○	レプトスピラ病 パラインフルエンザ感染症
猫	○	-	猫汎白血球減少症 (猫のパルボウイルス感染症)
	○	-	猫ウイルス性鼻気管炎 猫カリシウイルス感染症

(資料) (公財)日本獣医学会ホームページを参考に作成。



【参考】予防・駆除が必要な寄生虫と必要な処置

寄生虫は、動物の健康を損ねるだけではなく、人と動物の共通感染症を引き起こす場合もある。そのため、寄生虫の予防はもちろんのこと、寄生虫が発生した場合も、その早期発見・駆除が重要である。

また、ねずみ、はえ、蚊、のみ等の衛生動物は、寄生虫や感染症を媒介し、動物や人の健康被害を引き起こすおそれがあるため、動物を飼養・保管する施設においては、衛生動物の発生及び侵入を防止することが必要である。発生や侵入を認めた場合は、速やかに駆除を行うことが動物の健康維持に必要である。図表19は犬猫の主な寄生虫とその症状、必要な処置を示したものである。

図表19 主な寄生虫と必要な処置

寄生虫の種類	感染する動物		症状	必要な処置	
	犬	猫			
内部寄生虫	犬糸状虫 (フィラリア症の原因)	●	○	咳、貧血、栄養低下、呼吸困難、失神、腹水貯留、心肥大、栓塞、皮下浮腫、臓器鬱血、死亡	中間宿主となる蚊の駆除。 犬猫に対しては、蚊の活動時期に合わせた予防薬の投薬。
	イヌ回虫 ネコ回虫	●	●	多くは無症状 子イヌは下痢、腸閉塞、肺炎、気管支炎	糞便検査及び定期的な駆虫薬の投与。
	ウリザネ条虫症	●	●	無症状	中間宿主となるノミやハジラミの駆除。
外部寄生虫	イヌセンコウヒゼン ダニ ショウセンコウヒゼ ンダニ (疥癬症の原因)	●	●	かゆみ、痂皮、皮膚の肥厚、脱毛	ヒゼンダニの駆除。
	ノミ・ダニ	●	●	かゆみ、痛み、他の病原体の媒介等	ノミ・ダニの駆除及び定期的な駆虫薬 (予防薬)の投与

(注)○はまれに感染するもの。

(資料)環境省「人と動物の共通感染症に関するガイドライン」(2007年3月)を参考に作成。



【参考】かかりつけ獣医師の確保

動物の体調不良時や、体調不良の兆候を感じた際に、速やかに相談・受診ができる体制を整えておくためには、かかりつけの獣医師を確保することが必要である。

かかりつけ獣医師で定期的に健康診断を受診することにより、診断結果記録の継続的な保管が可能になり、個体の成長や健康状態の変遷を確認することができる。

また、かかりつけ獣医師が継続的に動物を診察・検査することで、獣医師側にも個体の受診歴や身体的特徴、既往症等の情報が蓄積されるため、健康状態の変化を早期に発見しやすくなるほか、個体の状況に応じた健康管理上の適切な助言を得ることが可能になる。